

(様式4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 建設部土木管理課 No. 10

| 不利益処分の内容         |                     | 過料   |
|------------------|---------------------|--|
| 根拠法令及び条項         |                     | 小田原市駅前広場条例第 19 条から第 21 条   |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 関係条項                |  |
|                  | 基準<br>(未設定の場合はその理由) | (過料)<br>第 19 条 次の各号にいずれかに該当する者に対しては、5 万円以下の過料を科する。<br>(1) 第 3 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者<br>(2) 占用等の許可を受けず、又は第 12 条の規定による届出をせずに占用等をした者<br>(3) 前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者<br>第 20 条 詐欺その他不正の行為により、占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料を科する。<br>(両罰規定)<br>第 21 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。 |
|                  | 参考事項                |  |
|                  | 設定等年月日              | 平成 10 年 1 月 1 日設定 (平成 22 年 10 月 1 日最終変更)   |

(様式4裏面)

|                  |        |  |
|------------------|--------|--|
| 処<br>分<br>基<br>準 | 基<br>準 |  |
|------------------|--------|--|